

令和6年3月22日

一般事業主行動計画

全ての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りながら働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和10年3月31日

2. 内容

目標1：慢性的な人手不足が懸念される中で、仕事とプライベートを両立させながら働きやすい職場環境を整えていくため、所定時間外労働を軽減する。

(月平均時間外労働時間25時間以内)

【取り組み内容】

- ・各年度4月 法人内各施設・事業所における時間外労働の把握。適正な人員調整と配置、業務最適化の改善と各施設間の応援体制の整備により時間外労働時間を25時間以内とする。
- ・令和6年4月～ トライアル雇用等を通じた雇用確保。各種就職説明会等での法人PR、近年の情勢を踏まえたオンラインによる採用活動の実施、特定技能生の採用等により人材を確保する。

目標2：男性職員の育児休暇取得の推進（取得率20%以上）

【取り組み内容】

- ・令和6年4月～ 男性職員が育児休暇を取得できるよう職場の意識改革の実施
- ・令和6年4月～ 子供が産まれる職員へ個別に制度の説明の実施